

石川県公報

令和 7 年 5 月 30 日 (金曜日)

号 外

(第 41 号)

目 次

- 規 則**
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
(少子化対策監室) 1

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月三十日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二十九号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和六十二年石川県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第三十二条第十項及び第十一項」を「第三十二条第十九項及び第二十項」に改める。

別記様式第十六号を次のように改める。

別記様式第16号(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

児童相談所長

印

一時保護(委託)通知書

児童福祉法第33条の規定により一時保護(一時保護を委託)したので通知します。

児童氏名		性別		生年月日	年 月 日生 歳
住 所	〒				
一時保護	保護場所				
	保護開始 年 月 日				
	保護理由				
教 示	<p>1 この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対し審査請求をすることができます。(なお、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>2 この決定については、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、石川県を被告として(知事が、被告の代表者になります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>3 児童相談所長が一時保護を行うときは、次に掲げる場合を除き、一時保護を開始した日から起算して7日以内に、児童相談所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に一時保護状を請求しなければならないこととされています。この場合において、一時保護を開始する前にあらかじめ一時保護状を請求することを妨げないこととされています。(児童福祉法第33条)</p> <p>(1) 当該一時保護を行うことについて当該児童の親権を行う者又は未成年後見人(以下「親権者等」といいます。)の同意がある場合</p> <p>(2) 当該児童に親権者等がない場合</p> <p>(3) 当該一時保護をその開始した日から起算して7日以内に解除した場合</p> <p>4 一時保護を開始した日から2箇月を超えて引き続き一時保護を行うことが親権者等の意に反する場合においては、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後2箇月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長は家庭裁判所の承認を得なければならないこととされています。ただし、児童福祉法第28条第1項の承認の申立て又は同法第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは同法第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がなされている場合は、この限りではありません。(児童福祉法第33条)</p> <p>5 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権者等のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等は、この措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています。(児童福祉法第33条の2)</p>				

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

